

稲城市災害防止協会ミニ消防車貸出要綱

制定 平成27年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業所等における自衛消防訓練及び催物又は行事（以下「催物等」という。）における防火・防災啓発活動として、稲城市災害防止協会が所有するミニ消防車の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ミニ消防車)

第2条 この要綱において、ミニ消防車とは、次に掲げる資器材をもって構成する。

- (1) ミニ消防車
- (2) バッテリー
- (3) バッテリー充電器

(貸出しの対象)

第3条 ミニ消防車の貸出しの対象となる催物等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 稲城市が主催（共催を含む。）又は後援、協力する催物等
- (2) 事業所等で行う自衛消防訓練
- (3) 稲城市災害防止協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める催物等

(利用対象者)

第4条 ミニ消防車の貸出しを受けられるもの（以下「利用者」という。）は次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 稲城市災害防止協会会員
- (2) 防火・防災事業目的に使用する稲城市内に存する事業所及び団体
- (3) その他会長が必要と認めたもの

(利用期間)

第5条 ミニ消防車の利用期間は、催物等の開催日又は開催期間とする。ただし、会長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

(利用の申請)

第6条 利用者は、ミニ消防車利用承認申請書（様式第1号）を提出して、会長の

承認を受けるものとする。

- 2 会長は、前項の申請書が提出されたときは、ミニ消防車貸出記録簿（様式第2号）により、受付処理を行なうとともに内容を審査し、ミニ消防車利用承認書（様式第3号）を交付し、ミニ消防車の利用を承認するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、利用条件を付することができる。

（利用と制限等）

第7条 利用者は、ミニ消防車について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自衛消防訓練及び防火・防災啓発活動以外に使用しないこと。
- (2) 営業目的として使用しないこと。
- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) その他不相当と認められる行為をしないこと。

- 2 前項の規定に違反したときは、利用承認を取り消すものとする。

（貸出使用料）

第8条 ミニ消防車の貸出しは無料とする。

（利用者の責務）

第9条 利用者は、ミニ消防車を返還するまでの間、適正に管理しなければならない。

（事故等の責任）

第10条 ミニ消防車の貸出し期間中に発生した事故等（死傷事故を含む。）の責任（費用負担を含む。）は利用者が負うものとする。

（破損等）

第11条 利用者は、ミニ消防車の貸出し期間中に汚損、破損又は亡失したときは、遅滞なくその旨を会長に報告し、会長の指示に従い自己負担によりこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると会長が認めたときは、この限りでない。

（返納）

第12条 利用者は、利用期間が終了したときは、速やかに返却しなければならない。

- 2 ミニ消防車を返却したときは、ミニ消防車利用報告書（様式第4号）により会

長に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるほか、ミニ消防車の貸出しに関し必要な事項は会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。